

答 申 書

第 1 審査会の結論

岩出市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった「大宮緑地公園内の借地料に関する資料（借地面積、借地単価）」についての公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に係る全部非公開の決定（以下「本件処分」という。）について、その決定を取り消し、別表に掲げる部分を除き公開すべきである。

第 2 審査請求の経過

- 1 令和 5 年 3 月 15 日（同日受付）、審査請求人は、岩出市情報公開条例（平成 12 年岩出町条例第 22 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件公開請求を行った。
- 2 同年 3 月 27 日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象となる文書が、条例第 9 条第 8 号に規定する市の機関事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものであることを理由として、本件処分を行った。
- 3 同年 4 月 12 日（同日受付）、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第 13 条に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の公開を求める。

第 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関が非公開とした文書の内容は、法務局で取得できる土地登記簿謄本、岩出市の予算書及び決算書により公開されている情報であるから、非公開とする理由はない。
- 2 公金が適正に使用されているかは納税者たる住民にとって共通の関心事項であり、借地料に関する資料は、公益的透明性のため公開されるべき情報である。
- 3 賃借料の単価は土地評価価格により算出されるものであるから、契約額を公開しても以後の同種の契約・交渉に支障を及ぼすことはない。
- 4 大宮緑地総合運動公園は都市計画法上の公園であり、土地収用法を適用

して収用せずに、長年にわたり借地料を支払うことは、違法な公金の支出である。

第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- 1 大宮緑地総合運動公園に係る土地賃貸借契約は、広く相手方を募集して、岩出市にとって有利な相手方を選出するというものではなく、事業遂行の上で必要な土地を特定の相手方から借地するものであり、交渉により契約額を決定している。契約書を公開することにより、相手方との信頼関係が損なわれ、交渉に著しい支障を及ぼす恐れがあることから非公開とした。
- 2 審査請求人は、法務局で取得できる土地登記簿謄本、岩出市の予算書及び決算書により公開されていると主張するが、不動産登記簿上の面積と契約書の借地面積が同一かは明らかになっておらず、市の予算書や決算書の金額は年間総額であり、借地単価が公になっているわけではない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分における対象文書について
 - (1) 本件対象文書は、大宮緑地総合運動公園の敷地の一部に係る賃貸借契約書である。
 - (2) 議会に提出している市の決算資料において、借地の地番、面積及び施設ごとの借地料の年間決算額が公開されている。
 - (3) 契約相手について公開している資料は確認できなかった。
- 2 本件処分の妥当性について
 - (1) 公開情報について

公文書公開において、対象となる公文書の内容が既に公開されている情報であれば、当然に公開すべきものである。上記1のとおり地番、面積、借地料の年間決算額は明らかであるが、契約相手の名称等については公開されていない。
 - (2) 非公開事由該当性について

ア 契約相手の名称、住所、郵便番号及び電話番号並びに契約相手と借地の関係性

契約相手は、他の公開資料において公開されておらず、一般的に土地賃貸借契約書は登記簿上の所有者以外が契約相手となることもあり得ることから、土地の登記簿上の所有者は登記簿から確認できるとしても、契約相手が公開されているとは言えず、市が公開することで契約相手との信頼を損ない、契約を継続できないこととなった場合、大

宮緑地総合公園を利用する複数の事業に支障が生じることから、契約相手を特定し得る情報は、条例第9条第8号に規定する事務事業に関する情報であって、公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものに該当するため、非公開とすべきである。

イ 契約相手の印影

契約相手の印影は、条例第9条第3号に規定する法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等若しくは当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれるものに該当するため、非公開とすべきである。

ウ 地番及び面積

市の決算資料により公開されている情報であるから、公開すべきである。

エ 借地料単価

市の決算資料に借地料単価は明記されていないが、面積及び決算額が明らかであり、該当する借地が一筆のみであるため算出することが可能であり、事実上公開されている情報と認められることから、公開すべきである。

オ その他の部分

一般的な契約書の文言であり、地番や面積等が既に明らかな状態において、公開したとしても契約相手との信頼関係を損なうとは考え難いため、非公開事由には該当せず、公開すべきである。

(3) その他の主張について

当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公文書公開に係る決定の妥当性について調査審議する機関であるから、その判断に直接関係しない主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 7 審査会の審査の経緯

年 月 日	内 容 等
R5・ 3・15	審査請求人から公文書公開請求書の提出
R5・ 3・27	実施機関が本件処分を行い、審査請求人あて決定通知書を交付
R5・ 4・12	審査請求人から実施機関に対して、本件処分について審査請求書を提出
R5・ 5・18	実施機関から審査請求人あて弁明書を送付
R5・ 5・31	審査請求人から実施機関あて反論書を受理
R5・ 7・ 7	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
R5・ 8・ 9	審査請求人より口頭意見陳述申立書を受理
R5・ 8・23	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 審査請求人から意見陳述 ・ 実施機関から説明の聴取
R5・ 9・13	諮問に対する答申を行うための審査会の開催
R5・10・18	諮問に対する答申を行うための審査会の開催

別表（非公開とすべき部分等）

非公開とすべき部分	非公開事項 (条例に規定する非公開事由の該当条項)
・ 本文 2 7 文字目から 3 4 文字目まで	契約相手の名称 (第 9 条第 8 号)
・ 第 1 条中 4 文字目から 9 文字目まで	契約相手と借地の関係性 (第 9 条第 8 号)
・ 署名欄の乙欄	契約相手の名称、住所、郵便番号及び電話番号 (第 9 条第 8 号) 契約相手の印影 (第 9 条第 3 号)